

(寫) 附屬四號

陸普第五四號

「戰陣訓」ニ關スル件通牒

昭和十六年一月九日

陸軍省副官

原直一

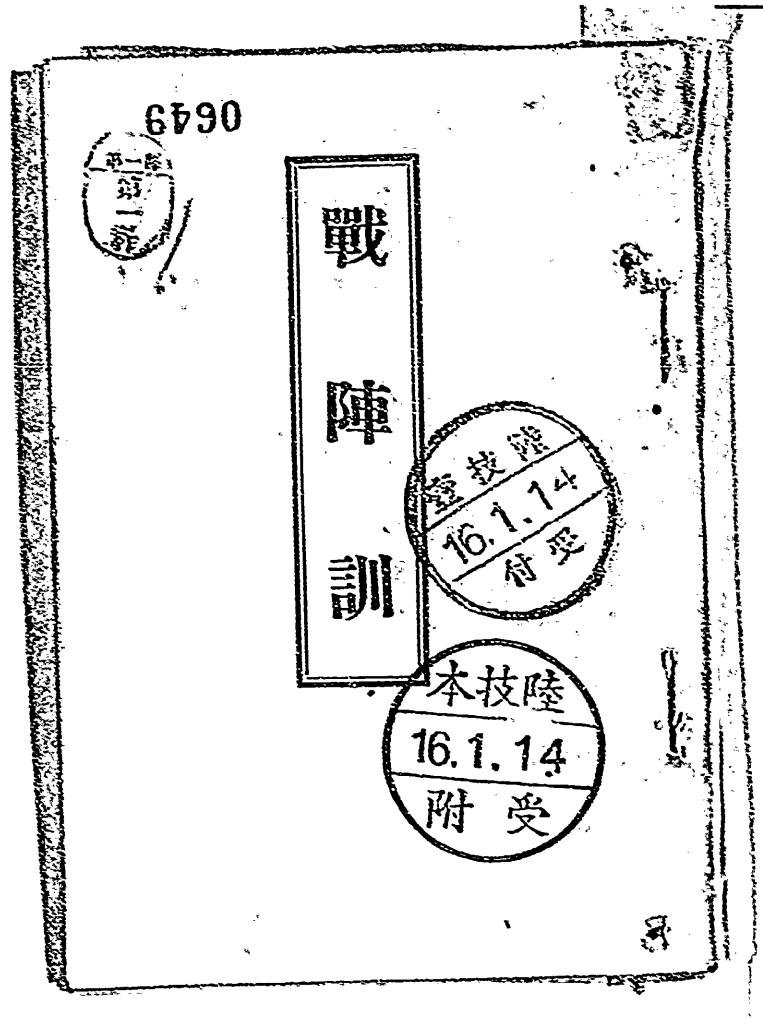
陸軍技術本部長 岡部直三郎 殿

別冊「戰陣訓」配賦セラレタルニ付通牒ス

追テ本「戰陣訓」遂次印刷配布スヘキニ村隸下將校以下全員並配
一科 布セラレ度申添マ

陸軍技術本部
16.1.14 受

陸軍技術本部
16.1.1 付



②

陸訓第一號

本書ヲ戰陣道徳昂揚ノ資ニ供スベシ

昭和十六年一月八日

陸軍大臣 東條英機

0650

1651

本本本序

第一

訓訓訓

其其其

の二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

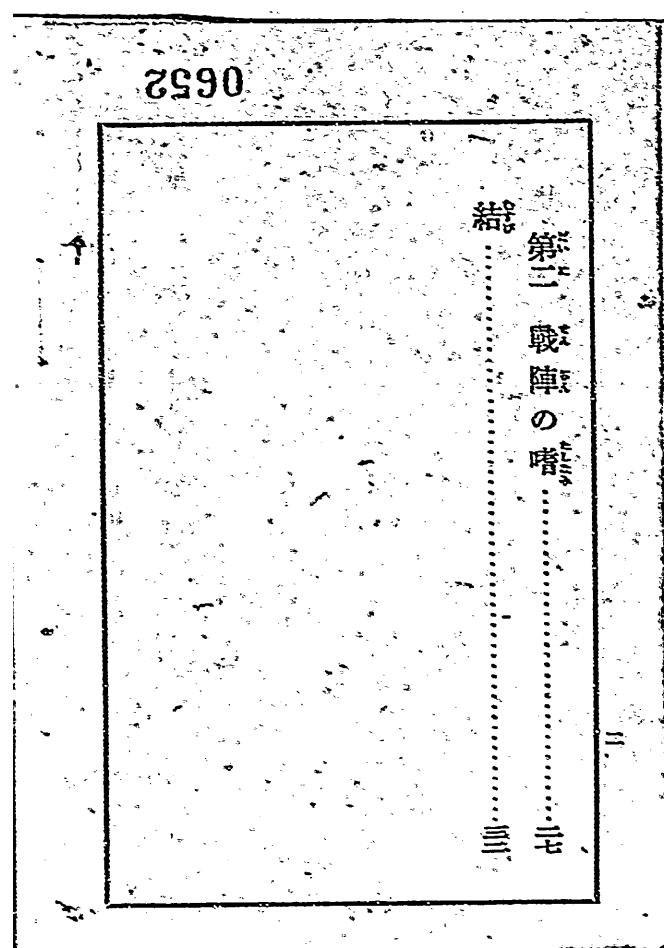
一百

戰
陣
訓

目

次

一



戰陣訓

序

夫れ戦陣は、大命に基き、皇軍の神髓を發揮し、攻めれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御稟威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戦陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く

皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戦闘並に訓練等に關し準據すべき要綱は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戰陣の環境たるゝ鬼もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人

の本分に戻るが如きことなしとせず。深く
訓常に戦陣に於て勅諭を仰ぎて之が履行の鑑み、
以て皇帝軍道義の昂揚を圖らんとする所なり。

本

訓 其の一

第一 皇 國

太日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在
しまし。聖國の皇謨を紹繼して無窮に君臨
し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖德八端に光被
す。臣民亦忠孝勇武祖孫相承け、皇國の道
義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一體

9656

四

以て克く國運の隆昌を致せり。
戰陣の將兵、宣しく我が國體の本義を得
し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國
守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二 皇軍
軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以
て皇國の威徳を顯揚し、皇運の扶翼に任す。
常に大御心を奉じ、正にして武、武にして

仁、克く世界の大和を現するものは神武の
精神なり。武は嚴なるべし。仁は遍きを要す。
苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威
を振ひ斷乎之を擊碎すべし。假令峻嚴の威
克く敵を屈服せしむとも、服するは擊たず。
従ふは慈しむの徳に缺くるあらば、未だ以
て全しとは言ひ難し。武は驕らず、仁は節らず、
自ら溢るるを以て尊となす。皇軍の

本領は恩威並び行はれ、遍く御稟威を仰が
 しむるに在り。第三軍紀
 上下齊する絶對隨願の神體は、畏くも大元帥陛下に對
 の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相繼び、
 大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服従し、上

給一費全軍一令の下に寸毫索るるなきは、是戰捷必須の要件にして。又實に治安確保の要道たり。

特に戰陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命懸念の下欣然として死地に投じ、默々として獻身履行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神なり。

1990

第四 團結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。温き聖慮を體し、忠誠の至情に和し、舉軍一心一體の資を致さざるべからず。軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、奉固にして而も和氣調べたる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ、誠心を他の腹中に置き、生

299

死利害を超越して、全體の爲己を没するの
覺悟なかるべからず。

第五協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戰捷の爲欣然として沒我協力の精神を發揮すべし。

各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を争ひ、
相信し相援け、自ら進んで苦難に就き、戮

力協心相携へて目的達成の爲力圖せざるべ
からず。

第六

攻撃精神

兄そ戦鬪は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て
不屈、敵を粉碎せんば已ざるべし。
又克く攻勢の銳氣を包藏し、必ず主動の防護

1990

地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すこと勿れ。追撃は断々乎として飽く迄も徹底的なるべし。

勇往邁進百事懶れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

第七 必勝の信念
信は力なり。自ら信じ毅然として戰ふ者當

に克く勝者たり。
必勝の信念は千磨必死の訓練に生す。須く
寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つの
實力を涵養すべし。

勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴
史に鑑み、百戦百勝の傳統に對する己の責
務を錚々し、勝たずば斷じて已むべからず。

一四

本 訓 其の二

第一 敬 神

神靈上に在りて照覽し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

第二 孝 道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純清の孝子なり。

戰陣深く父母の志を體して、克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顯彰せんことを期すべし。

第三 敬禮舉措

下士一一致の表現なり。戰陣の間特に嚴正なる敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上

8990

敬禮を行はざるべからず。
禮節の精神内に充満し、舉措謹嚴にして端
正なるは強き武人たるの證左なり。

第四 戰友道
戰友の道義は、大義の下死生相結び、互に
信頼の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急
相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完
うするに在り。

6990

第五 率先躬行
幹部は熟諳以て百行の範たるべし。上正し
からざれば下必ず紊る。
戦陣は實行を専ぶ。躬を以て衆に先んじ毅
然として行ふべし。
第六 責任
一任務は神聖なり。責任は極めて重し。
一業務忽せにせず、心魂を傾注して一塙の手

段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

責任を重んずる者は、是實に戰場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生觀

死生を貰くものは崇高なる獻身奉公の精神なり。

生死を超越し、一意任務の完遂に邁進すべし。

身心一切の力を盡くし、從容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

聴を知る者は強し。常に鄉黨家門の面目を思ひ、愈々奮勵して其の期待に答ふべし。

生きて虜囚の辱を受けず、死して罪穢の汚名を残すこと勿れ。

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を振起すべし。

陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節絃に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

己に克つこと能はずして物慾に捉はるる者、

第十 清廉潔白
清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。

0673

争てか皇國に身命を捧ぐるを得ん。
身を持つるに冷厳なれ。事に處するに公正
なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

本

訓

其の三

第一 戰陣の戒。

一、一瞬の油斷、不測の大事を生ず。常に備へ常に警めざるべからず。
 敵及住民を輕侮するを止めよ。小成に安んじて勞を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。

- 二、軍機を守るに細心なれ。諜者は常に身
邊に在り。
- 三、哨務は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一
隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の
重きに任じ、嚴肅に之を履行すべし。
哨兵の身分は又深く之を尊重せざるべか
らす。
- 四、思想戦は、現代戦の重要な一面なり。

9490

二四

皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破壊するのみならず、進んで皇帝の宣布に専むべし。

五　　皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺瞞を破壊するのみならず、進んで皇帝の宣布に専むべし。
六　　流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、勤ずること勿れ。皇軍の實力がを確信し、篤く上官を信頼すべし。
徵發、敵襲、敵資の保護に留意するを要す。
押收、物資の撲滅等は總て規定に

従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七、皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無事

の住民を愛護すべし。

八、戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は慾情に
驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、
幸公の身を過るが如きことあるべから
ず。深く戒慎し、斷じて武人の清節を浮
きさらんことを期すべし。

九 惡を抑へ不満を諦すべし。「惡は敵と思へ」と古人も教へだり。一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、當時の威信を完うせんが爲なり。常に出征に當る軍人の決意と感激などを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を異種に曝すこと勿れ。

第二 戰陣の嗜み

一 尚武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「每事退屈する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に駆み、常に身邊を整へて死後を清ぐするの嗜みを肝要とす。

0890

屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。
縊ひ遺骨の還らざることあるあるも、敢て意
とせざる様、豫て家人に含め置くべし。
三 戰陣病魔に斃るは遺憾の極なり。特
に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公
に支障を來すが如きことあるべからず。
四 刀を魂とし、馬を資と爲せる古武士の嗜
を心とし、戰陣の間常に兵器森林を尊重

1890

し、馬匹を愛護せよ。

五 阵中の德義は戦力の因なり。常に他隊の便益を思ひ、宿舎物資の獨占の如きは慎むべし。

立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳へられたきものなり。

六 總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは

0682

武人の高風とする所なり。
他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨ま
ず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。
七、諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせ
よ。八、常に大國民たるの襟度を持し、正を踐
み義を貫きて皇國の威風を世界に宣揚す
べし。

九、國際の儀禮亦軽んすべからず。
十、萬死に一生を得て歸還の大命に浴する
ことあらば、眞に思を護國の英靈に致し、
言行を慎みて國民の範となり、急ぐ奉公
の覺悟を固くすべし。

以上述べる所は、悉く勅諭に發し、又之に
歸するものなり。されば之を戰陣道義の實
踐に資し、以て聖諭履行の完璧を期せざる
べからず。

戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉
公の至誠を搖んて、克く軍人の本分を完
して、皇恩の渥きに答へ奉るべし。